

◇介護予防のためのボランティア活動

介護予防サポーター養成講座を受講した方が中心となりボランティア活動を行っています。

| | | | |
|------------|-----------------------------------|---------------|---------------|
| 出前講座 | 地域からの申請により自治会サロン等へ出向いて行う。 | 地域の会場 | 随時 |
| 憩いの場 | 市内会場で体操や脳トレ、レクリエーションなどを行う。 | 市内会場 ※広報掲載 | 毎月～隔月 |
| お話ボランティア活動 | 地域で孤立しがちな高齢者宅を訪問し、見守りや社会交流の機会とする。 | 個人宅 | 随時 (月1回程度) |

介護保険制度以外のサービス

市または住民主体や民間業者によるサービスなど、地域にある主な社会資源です。詳しい内容は地域包括支援センターやケアマネージャーにお問合せください。

| 内容 | 説明 |
|-------------|--|
| 見守り・安否確認 | 緊急通報装置設置運営事業 押しボタンにより異常事態を知らせる装置を支給し、通報を受けて親族等への連絡や救急通報をします。 同様のサービスを行う民間事業者もあります。 |
| 家事援助 | 買い物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービスです。主に、有償ボランティアなどの登録者や民間事業者などが行っています。 |
| 配食サービス | 栄養バランスの良い食事を民間業者が定期的に届けるサービスです。健康の維持だけでなく、日々の安否確認にもなります。 |
| 移動販売・宅配サービス | 交通手段が限られる方などが、必要なものを購入することができるサービスです。民間業者が、移動販売車で訪問や自宅までの宅配を行います。 |
| 通いの場・交流の場 | 福祉委員や老人クラブ等地域の様々な主体による、サロンや活動などの交流の場です。自治会館など身近な地域で開催しています。 |
| 介護者支援 | 介護をしている家族の集いや、介護の知識や技術を学ぶ教室などを行っています。介護をする方を支えるサービスです。 |

地域で支えあう体制をつくるため、「地域づくり」を推進しています。要支援相当者が日常生活において支障がある生活行為に対して援助するサービスや高齢者が運動やレクリエーション等を通じて要介護状態にならないように活動できる介護予防活動の仕組みづくりなど、さまざまな立場の人と話し合いながら地域の実情に合わせたサービスを構築していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」を利用して、介護予防に取り組みましょう！



総合事業の目的

少子高齢化が進行していくなか、高齢者の多様な生活支援ニーズを地域全体で支えることを目的として、介護保険法の改正により総合事業が市の事業に位置づけられました。

総合事業の種類

総合事業は、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた人や生活機能の低下が見られた人を対象に、従来介護予防サービスとして提供していた介護予防訪問介護（ヘルパーサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）を市の事業として実施するようになりました。
また、住民主体のサービスなど地域の社会資源を活用しながら、介護予防、生活支援サービスが利用できるように整備していくものです。

一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、従来の介護予防事業を充実して行うものです。ひとりひとりの取り組みだけでなく、地域での取り組みを応援しています。



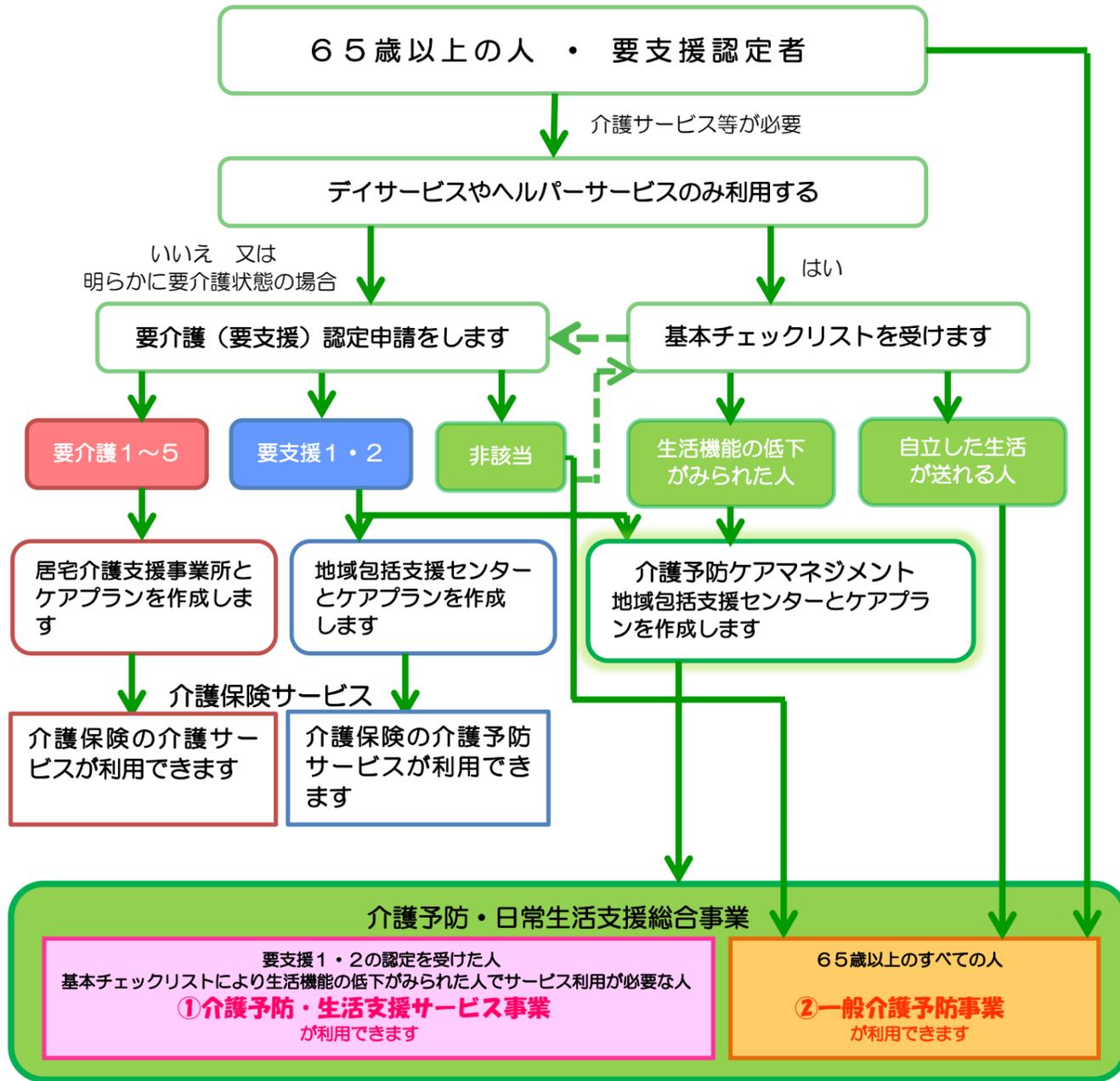
介護保険・介護予防の相談窓口

さぬき市長寿介護課
さぬき市地域包括支援センター
(長寿介護課内)

☎0879-26-9904
☎0879-26-9931



利用までの流れ



利用者の区分

| サービス利用者の区分 | 要介護1~5 | 要支援1・2 | 事業対象者 |
|------------|------------------------|--|---|
| 該当方法 | 認定申請をして「認定」を受けること | 認定申請をして「認定」を受けること | 基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等のアセスメントによりサービス利用が必要と判断した場合 |
| 利用できるサービス | ○介護サービス ○（一般介護予防事業） | ○介護予防サービス ○介護予防・生活支援サービス ○（一般介護予防事業） | ○介護予防・生活支援サービス ○（一般介護予防事業） |
| 支給限度額 | 認定区分ごとに設定 | 認定区分ごとに設定 | 要支援1と同様 |

* 事業対象者も介護サービスや介護予防サービスが必要になった場合は、認定申請が可能です。

総合事業のサービス

① 介護予防・生活支援サービス事業

※ サービスを利用したときの負担は、原則1割負担（一定所得者は2割または3割）となります。

● 通所型サービス（デイサービス）

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設で、食事、入浴などの支援や生活行為向上のための支援を行います。また、選択的サービス（運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上など）も利用できます。

| | |
|------------|----------------------------|
| サービス費用のめやす | 16,470 ~ 33,770円（月額）*送迎等含む |
|------------|----------------------------|

● 訪問型サービス（ヘルパーサービス）

介護予防訪問介護相当サービス

利用者が自力で困難な行為について、家族の支援や地域の支援サービスなどが受けられない場合、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や家事などの生活援助を行います。

| | | |
|------------|----------------|-------------|
| サービス費用のめやす | 週1回程度利用の場合 | 11,680円（月額） |
| | 週2回程度利用の場合 | 23,350円（月額） |
| | 週2回程度を超える利用の場合 | 37,040円（月額） |

訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） ※生活援助のみ

| | | |
|------------|-----------------|---------|
| サービス費用のめやす | 週1回程度の利用：月5回まで | 2,240円 |
| | 週2回程度の利用：月10回まで | （1回あたり） |

② 一般介護予防事業

◇介護予防のための取り組み

詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

| 名称 | 内容 | 会場 | 回数 |
|------------|--|------------------------------------|------------------|
| いきいき健康教室 | 体操や脳トレ、レクリエーションを行う介護予防教室。事前の申込不要。 | 市内拠点会場 ※広報掲載 | 毎月～隔月 （会場による） |
| 元気のからくり教室 | 介護予防（筋力アップ、口腔ケア、認知症予防等）の取り組みを通して、みんなを元気にする「からくり」を学ぶ教室。 ○希望者のみ 1日コース：昼食・送迎・入浴あり 半日コース：送迎あり | 1日コース： 市内3カ所 半日コース： 市内7カ所 | 週1回 |
| 各種講演会、健康教室 | 健康づくりや介護予防に関する講演会等 | 市内会場 地域自治会館等 | 随時 |

「総合事業」を利用して地域で共に考え、共に支え合い、自立して生活していきましょう！